

令和3年7月 熱海市大雨災害で被災された皆様へ

ー 生活再建の手引き ー

令和3年9月版





本紙は静岡県弁護士会ホームページでダウンロードできます

https://www.s-bengoshikai.com/



= 0		
		2
		2
		3
	7 FF138 & C C C C C C C C C C C C C C C C C C	4
	ホテル避難所のこと ーーーーーー	4
		4
		5
	今後の流れはどうなるの?	6
	2年経ったあとの生活場所のこと ずっと見れない可能性は2	6
	9つと大れないり配住は! ーーーーーーーー	
	取於的に住む家の選択敗。境地に失る:失りない:	8
	現地に戻りない場合の選択版 ーーーーーー	
	上泊円建や住七円建りためにこんな又抜がめるり! -	10
	ぱん はじめに	10
	我抜並のこと ーーーーーーーーーーー	11
		12
	' 公費 (無償) 解体制度のこと	19
	['] 災害時の特別な借入制度のこと	20
		23
	」 支援制度をもっと詳しく知りたい -------	24
	自分がどんな支援制度を使えるのか教えてほしい	25
	罹災証明の判定は変わらないの?	27
	判定に納得できない場合には	27
	罹災証明判定の仕組み ーーーーーーーーーー	27
	修理業者や建築業者さんの力を借りて ーーーーー	30
	時間の経過とともに被害が拡大したら?	
	住宅再建の選択肢について考えてみる	32
	被災後の住宅再建の流れ、―――――――――	32
	現地に戻れるかどっかわからない・・・ ーーーーー	33
	・ 弁護士を相談相手として上手に活用して	
	- 最後に	37
	AX IX I	31

はじめに (このリーフレットについて)

この度の令和3年7月大雨災害で被災された皆様に心よりお 見舞いを申し上げます。

静岡県弁護士会では、今回の災害に関し、7月5日からの無料電話相談のほか、熱海市では、他の専門士業とも連携し、静岡県災害対策士業連絡会として、7月26日以降、ほぼ連日にわたり現地での相談活動を行ってきました。現地相談には、これまでに弁護士延べ約250名、士業全体では延べ約500名以上が参加し、ご相談件数は200件を超えています。

弁護士会は、今後も無料相談窓口を継続し、生活再建、住宅 再建のお手伝いのほか、さまざまな悩みごと、お困りごとをお 聞きいたします(本書巻末をご参照下さい)。

しかし、同時に、われわれは、発災から2か月が経過した現在でも、必要にして十分な情報が、まだまだ被災された皆様に届いていないのではないか、という思いを強く感じています。

そこで、この度、静岡県弁護士会では、このリーフレット「令和3年7月 熱海市大雨災害で被災された皆様へ-生活再建の手引き-」(弁護士会瓦版)を制作し、熱海市の大雨災害で被災された皆様に対して、いま一体何が起きているのか、今後どのようになっていくのか、使える支援制度にはどのようなものがあるのか、誰にどのような相談ができるのか、などさまざまな情報をお届けすることといたしました。本書にまとめた情報が、その一部でも、被災された皆様のお役に立つことがあれば幸いです。